

書、先ほど配付資料でも紹介しましたけれども、この当てはめのところを説明するいわゆる会議では、工学的という言葉が出てくるんですね、この周辺原子力施設に当たるかどうかは工学的に判断しますと。

工学的と包んでしまえば、何かあたかも科学的に検討しているかのように一般の人は聞かぬけれども、実際には、この配付資料一にあるように、周辺であることはもう間違いないわけですよ、どう考えても。しかし、それが審査では全く影も形もない。東海発電所しか出てこないわけですから。

これでは十分な審査とは言えませんし、私はこんな審査をもとに出した許可というのは取り消すべきだというふうに思います。委員長、いかがですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

先生に配付していただいた資料の三にございませけれども、「対象とする原子力施設、三ボツツのところですが、「審査において考慮の対象とする施設は、工学的に判断されるものである」と。以下に、その基本というのは、主に距離関係等々において、その対象施設を定義しております。

まず、判断によって、東海再処理施設は東海第二原子力発電所における対策に重大な影響を及ぼすことはないという判断に基づいて、対象から外しております。対象から外してまいりますから、審査書にはその記述は出てまいりません。

○藤野委員 当たり前のことであって、私が指摘したことをそのままおっしゃっただけでありませぬ。

審査会合、私も読ませていただいておりますが、審査会合で問題になったわけですが、初めに、この文書がなぜ出てきたかというのを聞いたときに、やはりみんな心配なわけですよ、周りにいろいろあるから大丈夫かと。

それで、考えを整理しろと委員長自身が指示を出して、この文書ができてきた。できてきたのに、まさにきつかけになったその東海で、それを

当てはめから外していく。

こういうとんでもない運用がされているということ、それをもとに東海第二の再稼働の許可が出たということは絶対に許せないということを取ります。取り消すべきだということを主張して、質問を終わります。

○高木委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 田嶋要でございます。無所属の会で。

更田委員長、いつも御苦勞さまでございます。また、きょうも長時間にわたりまして、私が最後の質問者となりますので、よろしくお願いいたします。

春も二度ほど委員会で御質問させていただきました。そのときも申しましたが、やはり定点観測ということが何事につけ大事でございますので、委員長にまず一つお尋ねしますけれども、この黒川委員長の「規制の虜」はお読みにになりましたでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

黒川委員長には、原子力規制委員会にお越しただけの機会がありまして、公開の場ですが、意見を伺う機会をいただきました。

その際に、その著書も改めてお持ちをいただきましたので、その著書については拝読させていただきました。

○田嶋委員 ありがとうございます。前進したと思っております。

前回、黒川委員長と直接お会いしたことがないというお話がございましたので、私からも黒川委員長にもお願いもした記憶がございますが、そうした場も設けていただいて、また、この御著書も読まれたということ、大変よかったですと思っております。

委員長は当然ながら原子力の御専門ではございますが、黒川委員長がこの御著書の中でいろいろ御指摘されていることは、原子力のことは限らず、組織の問題がいろいろと御指摘を受けているわけでございますので、今、委員会として規制庁

を、全体を責任を負っている更田委員長には、ぜひともここでいろいろ御指摘をされていることを、全てが、一から十まで全部正しい御主張かどうか私にはよくわかりませんが、やはりあらかた、こういったお立場で、国会事故調査委員長、そして、来週金曜日には私たちは黒川委員長始め四名の方のボードの質問時間いただくわけでございますので、ほかでもないこうした御指摘をたくさん下さっている黒川先生の御指摘はやはり謙虚に受けとめながら、改善できることをぜひやっていただきたいと思います。

きょうは、そうした問題、前回提起させていただいた問題は取り上げませんので、また来春に質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、きょうの質問は、これまでいろいろもつ既にありましたけれども、やはり通底する大きな課題は、情報発信の課題なんだろうというふうに思います。言い方をかえればリスクコミュニケーションがまだまだ課題が多いということ、きょうのさまざまな委員の質疑、やりとりを見ても感じるわけでございますが、委員長、これは質問通告をしていないんですけれども、改めて、規制庁、規制委員会の使命は何ですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

原子力規制委員会の使命は、確かな規制を通じて、放射線の悪い影響から人と環境を守ることにある。

そのために、常に新たな科学的、技術的知見を入手することに努め、また、独善に陥ることなく、広く耳を傾けて、基準類に関しては、バックフィットという大きな武器を与えていただいておりますので、基準の改正に努め、また、厳正厳格な審査等を通じて国民の信頼を少しでも得られるように、厳正な規制に努めていくことが原子力規制委員会の使命だと考えております。

○田嶋委員 数時間前に読まれたこの最初のところに書いていますね。「原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るといふ使命」と書いてありますから、これが使

命、全くそのとおりでございますが、その原点をやはり忘れずに日々取り組んでいくということが何より大事だということに感じます。

そこで、通告してある最初の質問でございますが、東海第二原発に關しまして私もお尋ねをいたしますが、正直、一Fの話が中心のこの場で、いろいろ最近ではむしろ東海第二原発のニュースがよく新聞でも見かけるようになりました。きのうの新聞でも、東海第二原発、地元は原電不信、拒否権がうやむやというところを書いてあるわけでありますが、私も、そのことは、やはり先ほど申し上げた情報発信、リスクコミュニケーションという意味でも大変まずいなという感じをされているわけでございます。

そこで、きょうお手元の資料でおつけをしております資料の①でございますが、原電が六市村、立地自治体の東海村、そしてその他の市です、五つの市との間で結んだいわゆる安全協定でございますけれども、その下の第六条、「実質的事前了解」ということでございますが、これがまさにもめた原因の文書でございます。そして、これをもとに、先日、原電のトップがおわびをされたという報道があったわけでございますけれども、改めて、規制委員長のお立場で、この文言もごらんいただいて、実質的に事前了解を得るということに關して委員長はどういう御認識をお持ちかということをお尋ねさせていただきます。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

この安全協定は、あくまで事業者と地元の方々との間の関係のものでありますので、原子力規制委員会はこの協定について意見を申し上げる立場にございませんし、また、意見を申し上げるべきでもないというふうに考えております。

○田嶋委員 これは、おっしゃるとおり、国民というか、電力事業者、原発を動かしたいと考えている原発事業者と地域自治体の首長さんの間で結ばれた協定でございますが、私がお尋ねしたいのは、やはり、先ほど原子力規制委員会の使命というところを改めてお尋ねをいたしました。確かな規

制を通じて、人と環境を守るといふのが使命です  
ね、人と環境を守ると。そして、私は、この東海  
第二のこうした協定ができたことは、ある種驚き  
を持って、しかし大変素晴らしいというふうに関  
じたわけですが。私も、どうしたらより地域の皆さ  
んの安心感を高められるか、今から何が更にでき  
るかということを考えておった一人として  
て、私たちが考えている選択肢の中の一つとし  
て、こうしたものを自主的に東海第二で協定が結  
ばれたということは、まさに先ほど委員長が言わ  
れた、人と環境を守るといふ使命にも私は合致し  
ていると思います。

そこで私は、お立場は今そういう規制委員長で  
すから、こうした使命を負っているまさにトップ  
である規制委員長に、この国民というか、行われ  
たこの協定の精神はどのように理解しているん  
ですかということ、委員長の御理解を聞いてお  
るんです。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

こういった放射線の悪影響から人と環境を守る  
というのは原子力規制委員会の大きな使命ではあ  
りませんが、原子力規制委員会のみならず、や  
はり地元の方にも大きな御関心もあるし、一定の  
責任もあるし、また、地元の方々に関しても多く  
の御関心があると思います。こういったときに、  
決まってくるさまざまなものというのは、それぞ  
れが独自の、独立した判断のもとにこういった取  
組、仕組みというのにはでき上がっていくことが大  
事だと思っています。

例えば、原子力規制委員会が既に与えた設置変  
更許可等に関しても、自治体は独自の検証のため  
に委員会を設けられているケースが多々あります  
けれども、私たちは、そこで行われている検証と  
いったような作業に対して、これを容認するよう  
な、介入するようなことがあってはならないと考  
えていて、地元と事業者との関係も、それぞれの  
サイトについてそれぞれの取組がなされています  
ので、個別の安全協定に対して私が感想を申し上げ

げるといふことはふさわしくないというふうに考  
えております。

○田嶋委員 これは世の中に紙がちやんと出てい  
るわけですよ。これ、私も入手させていただ  
いて、この①に、これを読んでみて下さい、第  
六条ですよ。「この協定において「乙が」、これは  
事業者ですか、「しようとするときは甲」、先ほど  
の六自治体の「意見の提起及び回答の要求並び  
に」、こう書いてあって、最後の方は「事前協議  
により実質的に甲の事前了解を得る仕組みとす  
る」。

新聞も書いていますとおり、私も同意見ですよ、  
要するに、拒否権という言葉を使わずにうやむや  
なままにしているから、不信感に更に高まってい  
るんですよ。きょう一連のいろいろな人の質問  
で、不信感を減らしていくのが大事なんですよ、  
今、ああいう事故が起きた後で。だけれども、不  
信感のままです。あつちこつちで高まっちゃって  
いるんですよ、汚染水の問題も。要するに、情報発  
信の仕方がやはりまずい。

私は、こういう大事なポイントに関して、なぜ  
御意見が言えないのかわからないんです。御自  
身のお考え。私はこれを見たときに、どう考え  
たって、六自治体のうちの一つの自治体、二つの  
自治体が賛成できないと言ったら稼働できないと  
いうふうに読むんですよ、私は、それしか読み  
ようがないと思っています。

委員長は、普通にこの日本語を読まれて、私と  
は違う読み方をされているのかどうか聞いてい  
るんです。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

先生のおっしゃっている発信の責任は、事業者  
がとるべき責任であります。私は、事業者の責任  
の肩がわりをするつもりはございませんので、私  
の見解を申し上げることはできません。

○田嶋委員 私は別に肩がわりしろと言っている  
わけじゃないんですよ。

ただ、委員長は、この分野で詳しいし、まさ  
に使命を負っている委員会のトップでありますか

ら、だからこそ、人と環境を守るといふ使命を果  
たすために、こうした事業者が結んでいる文書の  
この中身をどのように委員長として御理解されて  
いるか、個人としてどのように読まれているか  
ということを開きたいんです。私の読み方以外に読  
み方があるのか。

事業者が拒否権という言葉をあえて使わないで  
ずつといるから、国民の、地域の信頼はもう地に  
落ちてしまっている。これは結果的に何が起きて  
いるか。再稼働はますます遠ざかっているわけ  
ですよ。そうですね。だって、もう信頼は失われ  
て、原電不信となっているわけだから。

こういう不信感を取り除くためには、ちゃんと  
普通に読んで読めるような読み方をきちんと口  
にすればいいじゃないですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

先生のおっしゃる日本原電の不信は、日本原電  
によってのみ除かれるものと考えております。

○田嶋委員 まあ、こういう状況であります。

次の質問にお尋ねしますけれども、私は、この  
アレンジメント、合意というのは、先ほど申し上げ  
ましたように、ある意味大きな一歩、よくこう  
いう合意をできたということ、敬意を表した  
と思います。

そこで、次の質問は、この再稼働にかかわる東  
海第二原発の方式の安全協定というのは、やは  
り、より安全を高める、そして地域住民の安心を  
高めるアプローチ、具体的なアプローチとしては  
私は画期的なアプローチだろうというふうに思  
うんです。

そこで、全国の他の原発の再稼働にもこれは適  
用されるべきというふうにお考えですか、規制  
委員長はどのようにお考えですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

繰り返しますが、原子力規制委員会は、事業者  
と地元との安全協定について意見を申し上げる立  
場にはございません。

○田嶋委員 残念であります、そういうことを  
何度聞いても繰り返されるということございま

すが、私は、せっかくこうやって一つの成功事  
例、こういった合意が双方でもたらされたこと  
といったケース、これが地域にとって大きな安心材  
料になっていくわけですから、これをほかの原発  
にも広げていくべきという考えを申し述べてお  
きたいと思っております。

それでは、汚染水対策についてお尋ねいたし  
ます。

きょう午前中、阿部知子先生始め、いろいろ  
ございました。私も全く同感でありまして、結局  
これは、タンクの中の水にはトリチウム以外の放  
射線核種も基準を超えて残留していた、その事実  
は最初からわかっていたということだということ  
ですか、経産省。

○新川政府参考人 お答え申し上げます。

東京電力は、環境への放出基準を満足させるよ  
りも、多核種除去設備稼働率を上げ、敷地境界  
の規制基準を守ることを優先させることとした点  
につきまして、平成二十六年十二月の廃炉・汚染  
水対策チーム会合事務局会議において資料を説明  
し、公表しておりました。

また、東京電力は、平成二十七年四月からA L  
P S処理水の濃度に関するデータの全数公開を開  
始し、トリチウム以外の放射性核種の濃度につ  
いてホームページ上で数値データの形で公表して  
おりましたが、わかりやすさの点で不十分であ  
ったと考えております。

こうした問題の背景には、そもそも情報開示に  
対する姿勢が不十分であることに加え、当時、除  
去できていないトリチウムへの対応が主要課題で  
あり、トリチウム以外の放射性核種についての情  
報発信が不十分になったと考えております。この  
点につきまして、経済産業省としても反省しな  
ければならないと考えております。

既に東京電力に対してはわかりやすい情報開示  
を行うように指導しておりますが、更に丁寧な説  
明を徹底するよう求めていきますし、経済産業省  
としても、今回を踏まえ、わかりやすい説明を徹

底していきたくて考えております。

○田嶋委員 委員長、事故のときもいろいろな問題がありましたけれども、それからこの八年余り、やはり常に情報発信で失敗していると思えます。残念ながら、信用を高めようと努力しているのに結局はまずい情報発信の仕方、信用を更に失っているという、そんなことが繰り返されていると思えますので、少し重複する質問なので飛ばしますけれども、ぜひ、今後、そうしたことを、予見性を持って、情報発信、心していただきたいというふうに思います。

最後の質問になりそうなのですが、水に関する処理の対応選択肢はまだいろいろの可能性を考へなきやいけない。委員長はもう海洋放出しかないと思います。私はこれは余りにも拙速だったというふうに思います。最後そうなるかもしれないけれども、今言うことでは絶対ないし、ましてや八五%がトリチウム以外も残っているわけでありまして、全然私は拙速だったというふうに思います。

そこで、私は具体的に一つ提案を申し上げたいんですけれども、二〇二〇年末までに百三十七万立米が敷地内建設の限界だ、こういうことですね、そんなに遠くない将来ですが、そうした中で、W.H.Oの飲料水水質ガイドラインというのがございます。そうしたところから算出されるところまで、あとどれぐらいの年数で飲料水基準に到達できるのか。そういったことから考えると、やはり、一つの重要な選択肢としては、今のまま同じようにこれからもため続ける選択肢を当分続けるといふのは、私は現実的な選択肢だと思えますし、そしてまた、敷地内で限界が来ているというの、敷地外は一体どうなっているんだという当然疑問が湧くわけでありまして。

おつけしている資料をごらんください。②と③でございますが、環境省さんは、この中間貯蔵というのに関しまして、敷地内、御苦労されて、所有者の方から土地を借りたり買ったりして広大な敷地を手に入れたら、今既に中間貯蔵施設として搬入を始めている、私はこれは非常に参考になるのではないかなと思えます。

なるのではないかなと思えます。

東京電力は自分の敷地内だけで水をためる限界が二〇二〇年に来ると言っておりますが、私は、そこは、本当にそうなのか、やれる道がもう一つあるんじゃないかというのを御提案を申し上げたい。敷地外の土地にもタンク、保管をする選択肢ということも、選択肢としてはやはり排除すべきではない。もちろん困難はありますよ。しかし、こういう事例がありますので、そうした選択肢も私は考へるべきだと思えますが、経産省と委員長からそれぞれ御意見、御感想を聞きたいと思えます。

○磯崎副大臣 お答えを申し上げたいと思えます。

今委員の方から御指摘ございました敷地外も含めた貯蔵の継続、長期保管、これができないかということにつきましては、八月の三十日と三十一日に開催をされました多核種除去設備等処理水の取扱に関する説明・公聴会でも多くの意見をいただいております。私もとしましては、予断を持つことなくしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

具体的には、やはり、長期保管をしていくというのにつきましても、恐らくデメリットとメリット、両方あるんだろうというふうに思っております。今委員から御指摘ございましたように、放射性物質の減衰、これは当然メリットでございますけれども、やはり、漏えいした際のリスクがないだろつかという点、また廃炉作業への影響、あるいは先ほどお話ありましたタンクの設定用地の制約、これは、敷地内ではない、いっぱいになる、じゃ、外があるじゃないかというのはいかがでしょうか、こういう点。

それから、風評被害につきましましては、これは恐らく、メリット、デメリット両方あるんだろうというふうに思っております。長期にわたって敷地内にタンクがあるということについての風評、あるいは放出ということについての風評、両面あるんだろうというふうに思えますので、こういった

面を整理しながら、国の小委員会で決定をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、保管をしても、その後、保管後、処理をどうするのかということ、これは一体的に議論しなければいけないというふうに思っておりますので、両面しっかりと議論してまいりたい、そのように思っております。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。処理済み水の処分については、今、さきの御答弁にもありましたけれども、その意思決定、決定を行っていくのは現在国小委員会に委ねられているところで、原子力規制委員会がその選択をするわけではございません。

しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が安全かつ円滑に進むことを考慮すると、規制委員会としては、最も有効な選択肢として、十分な希釈の後の海洋放出というのが現実的な選択肢であるというふうに、これまでも申し上げておりますし、現在もその立場を変えておりません。

○田嶋委員 いろいろな選択肢、それぞれメリット、デメリットあるのは当たり前でございますが、私は、こうして現状やっていることの延長で、しばらくの間、まだまだいろいろ懸念がたたくさん地域の人にはあるわけだから、余り最初から結論を急ぐんじやなくてやっていく道もあるんじゃないか、理論上あるんじゃないか。そして、環境省がこういう先例を持っているんだから、ここはもう少しリアルにこうした選択肢も真剣に考えていただきたいと思います。

ちなみに、トリチウムが飲料水レベルというW.H.Oの数字は、八十年ぐらいで飲料水レベルになるといふふうに報告されておりますので、八十年だったら、十一年の議論とは相当違いますよね、今、既に八年たっているわけですから。

そうした視野、見通せる期間の間でどれだけ地域の住民の安心を高められるか、そのことに全力をささげていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○高木委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力問題に関する件、特に原子力規制行政の在り方について調査のため、来る十二月七日金曜日、参考人としてアドバイザリー・ボード委員の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十二月七日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時三十二分散会